

■ 刑法犯検挙件数・検挙率の移り変わり

	平成11年 (1999)	12 (2000)	13 (2001)	14 (2002)	15 (2003)	16 (2004)	17 (2005)	18 (2006)	19 (2007)	20 (2008)	21 (2009)	22 (2010)	23 (2011)	24 (2012)	25 (2013)	26 (2014)	27 (2015)	28 (2016)	29 (2017)	30 (2018)	令和元年 (2019)	2 (2020)	3 (2021)	4 (2022)	5 (2023)
認知件数 (件)	22907	26288	31258	32183	27801	23841	18750	17969	16553	15455	15258	15501	13762	15139	15447	12435	11308	9573	8737	7967	6771	6039	5814	6830	7771
検挙件数 (件)	5612	5536	5629	6228	8191	7565	8153	6484	6715	6111	4873	4326	4737	4557	4451	4294	4446	3341	3663	3340	2840	2511	2952	3021	3665
検挙率 (%)	24.5	21.1	18.0	19.4	29.5	31.7	43.5	36.1	40.6	39.5	31.9	27.9	34.4	30.1	28.8	34.5	39.3	34.9	41.9	41.9	41.9	41.6	50.8	44.2	47.2

資料: 「滋質の犯罪」 県警察本部

「刑法犯」とは、刑法に規定する罪などのことで6種類に分類されるんだ。

- ① 凶悪犯 (殺人、強盗、放火など)
- ② 粗暴犯 (脅迫など)
- ③ 窃盗犯
- ④ 知能犯 (詐欺、偽造など)
- ⑤ 風俗犯 (賭博、わいせつ)
- ⑥ その他の刑法犯



「認知件数」とは、警察において発生を認知した事件の数のことだよ。

「検挙件数」っていうのは、巡査部長以上の階級の警察官から検察官に送られた事件の数と犯罪が軽微であったため、検察官に送られなかった事件の数の合計のことだよ！

認知件数は、過去25年間で最も多かった平成14年の約4の1になったよ。



さらに検挙率は、過去25年間で最も低かった平成13年の約2.6倍になったよ。

刑法犯検挙件数・検挙率の移り変わり

